

## 大阪市告示第47号

河川区域の変更により、廃川敷地等が生じたため、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年1月16日

大阪市長 横山英幸

1 河川の名称

淀川水系一級河川道頓堀川

2 廃川敷地等が生じた年月日

令和8年1月16日

3 廃川敷地等の位置

大阪府大阪市中央区道頓堀二丁目72番1地先

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 3.97平方メートル

（建設局道路河川部河川課）